

つくばみらい市訓令第4号

つくばみらい市地球温暖化対策実行委員会要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月24日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市地球温暖化対策実行委員会要綱の一部を改正する訓令

つくばみらい市地球温暖化対策実行委員会要綱(平成18年つくばみらい市訓令第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「保健福祉部長」の次に「、こども局長」を加える。

附 則

この訓令は、令和7年4月30日から施行する。